

副
本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (7)

平成18年7月25日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴

義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川

浩



緑 川

仁



横 田

喜一郎



住 谷

邦 夫

富 田

佳 之

白 田

良 夫

菅 谷

昌 英

谷 沢

肇

橋 本

則 保

被告茨城県公営企業管理者指定代理人

三 村

信 明

窪 木

達 也

岡 本

茂 晃

川 又

敬 之

- 1 -

平成18年5月9日付け被告らの準備書面（6）について、以下のとおり補充する。

- 1 被告らは、その準備書面（6）の1（4）（4頁）において、ダム使用権設定申請を取り下げるか否かは利水行政上からする行為（判断）そのものであって、地方自治法242条1項にいう「財産の管理」に当たるものではない旨主張したが、その主張につき以下のとおり補充する。

最高裁判例をはじめ裁判例は、一定の行政目的実現のためにする行為が一面財産の管理という性質を有し、それらの行為がなされることによって、結果として財産的影響が及ぶ場合であっても、そこで考慮されるのが当該行政目的の実現である場合は、「財産の管理」には当たらないとしているのである。この考え方を判示した裁判例として、被告らが挙げた平成2年4月12日最高裁第一小法廷判決以降のものを挙げると、東京地裁平成5年3月22日判決・判事1461号60頁（控訴審東京高裁平成6年2月17日判決同旨）、浦和地裁平成5年7月19日判決・判事1481号134頁（控訴審東京高裁平成6年3月16日判決同旨）、大阪地裁平成5年12月22日判決・判時1524号33頁（控訴審大阪高裁平成8年6月26日判決同旨）、京都地裁平成6年6月13日判決・判例地方自治137号52頁（控訴審大阪高裁平成6年10月27日判決同旨）などがある。

- 2 被告らの準備書面（6）の3「治水に関する負担金についての原告らの主張の要旨」（6頁）につき、以下のとおり補充する。

- (1) 原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う茨城県知事（専決権者）が平成15年9月10日から平成16年9月9日までに行った治水に係る公金の支出（八ッ場ダム建設に係る河川法60条1項及び63条1項による国庫への納付）は、別紙のとおりである。
- (2) 原告らは、最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決を引用して、国土交

通大臣の納付の通知等が、必要性のないダムであること、国土交通大臣が政策評価法に違反していること等から著しく合理性を欠き、茨城県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるから、茨城県知事は納付の通知に従うべきではなく、かえって拒否すべき財務会計上の義務を有すると主張しているようであるが、仮にそのような瑕疵があったとしても、茨城県知事に対する費用負担の命令である納付の通知等が違法無効とされない限り、茨城県知事はこれに拘束され、納付の義務を負うことになるから、正確な主張ではない。

すなわち、上記判例が示した予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵という概念は、先行する原因行為の権限と後行の財務会計行為とが異なる機関に属している場合に、原因行為にこのような瑕疵が認められない限りその内容に応じて後行の財務会計行為をとる義務があるとするものであるが、原因行為は行政処分に限られるものではなく、事実行為のこともあれば私法行為のこともあり、行政処分であっても名宛人が第三者（最高裁平成4年12月15日の上記判例の事例では都教職員）のこともあるなど、行政行為論で用いられる重大かつ明白な瑕疵という概念の借用では十分でないことなどからとられたものと考えられ、本件のように、行政処分が当該財務会計行為の本来的権限者（茨城県知事）に直接宛てられている場合は、当該処分が違法無効なものとなされない限り、仮に上記判例にいう瑕疵があっても、これに拘束されることは明らかだからである。ちなみに、原因行為が行政処分の場合においては、それを違法無効とする「重大かつ明白な瑕疵」の意義と「予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵」の意義は、ほぼ同じと考えられている。

したがって、本件では、国土交通大臣の納付の通知等に重大かつ明白な瑕疵が存するか否かという観点から議論されるべきものであり、この点は、被告らの準備書面（6）の5（2）（10・11頁）に述べたとおりである。

以上

(別紙)

河川法60条1項及び63条に基づく治水に関する負担金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで） ア 15年度

項目	年月日(平成)	権限者 <専決権者>	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月20日 16年3月15日	県議会(当初予算議決) (補正予算議決)	14,577,703,000円 △324,643,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	15年11月17日	国土交通大臣	109,600,570円	河川法64条1項, 河川法施行令38条1項
納入の告知	15年11月21日	国土交通省大臣官房会計課長	109,600,570円	会計法6条, 予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年12月1日	知事 <土木部長>	109,600,570円	地方自治法232条の3 <茨城県財務規則76条>
支出命令	15年12月1日	知事 <土木部河川課長>	109,600,570円	地方自治法232条の4第1項 <茨城県財務規則78条1項>
支出(納付)	15年12月10日	出納長	109,600,570円	地方自治法232条の4第2項 <茨城県財務規則84条>
納付の通知	16年3月2日	国土交通大臣	187,101,000円	河川法64条1項, 河川法施行令38条1項
納入の告知	16年3月12日	国土交通省大臣官房会計課長	187,101,000円	会計法6条, 予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年3月19日	知事 <土木部長>	187,101,000円	地方自治法232条の3 <茨城県財務規則76条>
支出命令	16年3月19日	知事 <土木部河川課長>	187,101,000円	地方自治法232条の4第1項 <茨城県財務規則78条1項>
支出(納付)	16年3月19日	出納長	187,101,000円	地方自治法232条の4第2項 <茨城県財務規則84条>

イ 16年度

項 目	年月日 (平成)	権限者 <専決権者>	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月9日	県議会 (当初予算議決) (補正予算議決)	13,848,818,000円 △531,338,000円	地方自治法211条 地方自治法218条
納付の通知	16年8月10日	国土交通大臣	401,145,000円	河川法64条1項, 河川法施行令38条1項
納入の告知	16年8月24日	国土交通省大臣官房会計課長	401,145,000円	会計法6条, 予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年9月8日	知 事 <土木部長>	401,145,000円	地方自治法232条の3 <茨城県財務規則76条>
支出命令	16年9月9日	知 事 <土木部河川課長>	401,145,000円	地方自治法232条の4第1項 <茨城県財務規則78条1項>
支出 (納付)	16年9月10日	出納長	401,145,000円	地方自治法232条の4第2項 <茨城県財務規則84条>